

指定（介護予防）通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第 1 条 医療法人新緑会長崎けやき医院が開設する指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師及び理学療法士、看護師、介護福祉士、その他の従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより心身の機能回復を図るものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの社会資源との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人新緑会長崎けやき医院デイ・ケアセンター
- 二 所在地 西彼杵郡長与町高田郷 3 6 0 7 － 1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 医師 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者 医師 1 名（管理者と兼務） 療法士 1 名以上 看護師 1 名以上
介護職員 2 名以上

医師等の常業者は、指定通所リハビリテーション計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切なサービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 指定（介護予防）通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 31 日～1 月 3 日までを除く。（他に、やむを得ずして休業日を設けることがある）
- 二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。

（指定（介護要望）通所リハビリテーションの内容及び定員）

第 6 条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 一 運動療法
- 二 物理療法
- 三 作業療法及びレクリエーション
- 四 ADL 訓練
- 五 定員 20 名とする

（利用料等）

第 7 条 指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 一 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3 割の額とする。
- 二 その他食費を 6 0 0 円とする。
- 三 その他日常生活にかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、長与町、旧長崎市（三和町・野母崎町・外海町・高島町・伊王島・香焼町・琴海町を除く旧長崎市に限る）、時津町の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 9 条 利用者が指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次のとおりとする。

- 一 指定（介護予防）通所リハビリテーションの意義を理解していただき、そのシステム及び利用方法について十分に納得していただくこと。
- 二 休む時はあらかじめ連絡していただくこと。

- 三 送迎時には、できるだけ家族、又は家族に順じる人が引きつぎのため応対していただくこと。
- 四 利用者の状態変化、もしくは状況変化の際は、速やかに事業者に対して、連絡していただくこと。
- 五 連絡帳、連絡ノートをよく見ていただき、必要に応じて連絡のために記載をしていただくこと。
- 六 他の介護資源利用の時は連絡いただくこと。
- 七 指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容に関して、意見や苦情があるときには、事業管理者へ遠慮なくお申し出くださること。

（苦情処理）

第10条 提供した指定（介護予防）通所リハビリテーション、または自ら作成した指定（介護予防）通所リハビリテーション計画に位置づけた指定（介護予防）通所リハビリテーション等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

- 2. 自ら提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションに関して、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 3. 指定（介護予防）通所リハビリテーション等に対する利用者からの苦情に関して、国保連が介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションに関して国保連から同号の指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第11条 利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

- 2. 利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（緊急時における対応方法）

第 12 条 指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う。

（非常災害対策）

第 13 条 事業所は非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに非常災害に備えるため定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うこととする。

（虐待防止対策）

第 14 条 事業所は人権擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置するとともに、従業者に対する県有の実施、指針の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

（身体拘束防止対策）

第 15 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 16 条 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように対策を検討する委員会を設置し、指針を策定、研修の実施を行う。

（ハラスメント防止）

第 16 条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント防止のための措置を講ずる。

（業務継続計画）

第 17 条 感染症または非常災害の発生時においてもサービスの提供を継続するため、業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を実施する。

（その他運営に関する留意事項）

第 18 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内 ② 継続研修 年 12 回
- 2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者が定めるものとする。

（付則） この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。